

川崎市立川崎病院 医療安全管理委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市立川崎病院（以下「病院」という。）において、医療の質の向上と安全管理を統括することを目的に、医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 医療安全管理のための指針の策定及び変更に関する事項
- (2) 医療安全管理のための規定の策定及び変更に関する事項
- (3) 医療安全対策の立案、実施状況の把握、評価に関する事項
- (4) 医療安全管理のための職員教育、研修に関する事項
- (5) 医療安全管理上の重大な問題が発生した場合の対応、原因の分析、改善策の立案、評価に関する事項
- (6) 医療安全管理部会及び医療事故防止対策委員会等、医療安全管理委員会が統括する他の委員会等からの報告に関する事項
- (7) その他、医療安全に関する事項

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる部門等の安全管理のための責任者として病院長が指名する病院職員をもって構成する。

- (1) 副院長
- (2) 救命救急センター
- (3) 診療科（医師）
- (4) 看護部
- (5) 薬剤部
- (6) 放射線診断科

- (7) 検査科
- (8) 食養科
- (9) 事務局（庶務課及び医事課）
- (10) 医療安全管理室
- (11) 医療安全管理部会長
- (12) J M I P 検討委員会委員
- (13) その他、病院長が必要と認める職員
(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、その委員長には医療安全管理室長を充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員長は委員会に専門家としてのアドバイザーを収集することができる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた時は、新たな委員長が決まる間、その職務を代行する。
- 6 委員は第3条に基づき指名された病院職員からなり、委員会における第2条に掲げる事項の審議に参画するとともに決定事項について各所属に周知する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席で会議が成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係する職員の出席)

第6条 委員会は、調査審議において必要と認めるときは、関係する職員等の出席を求め、その説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に、必要な事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、病院医療安全管理担当をもって充てる。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか。委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に運営されている川崎市立川崎病院医療安全管理委員会は、この要綱により運営されているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月11日改訂)

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。